

公益財団法人山口県予防保健協会役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県予防保健協会（以下「本協会」という。）定款第15条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等（別表第1）を支給することができる。

2 非常勤役員及び評議員には、会議等の出席に対し、報酬として1回1万円を支給することができる。

(費用)

第4条 本協会は、役員等がその職務遂行のために要する費用（別表第2）を支給することができる。

(支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等及び費用の支給方法は、本協会の職員の例による。

(公表)

第6条 本協会は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員報酬等

種 類	額
報 酬	(1) 基本報酬額 専務理事 月 額 323,900円（職員給与規則基本給表6級5号） 常務理事 月 額 305,300円（職員給与規則基本給表6級3号相当） (2) 通勤手当 月 額 本協会の正規職員の例による
賞 与	年 額 基本報酬額に、正規職員に支給される月数を乗じた額を上限として、 理事長の定める額
退職慰労金	支給しない

別表第2（第4条関係）

役員等がその職務遂行のために要する費用の額

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
県外出張	現に支払った 旅客運賃 急行料金 特急料金 特別車両料金 寝台料金及び 座席指定料金	現に支払った 旅客運賃 寝台料金 特別船室料金 及び座席指定 料金	現に支払った 旅客運賃 ただし、特別 旅客運賃は 支給しない	現に支払った 運賃	常勤役員に あつては 2,400円	11,800円を 上限として 現に支払った 宿泊料 ただし、 やむを得ない 事由で宿泊料 の実費がこの 額を超え、理事 長が特に認め たときは、現 に支払った額	2,600円 ただし、 常勤役員に あつては 2,200円とし 職員の例によ る
県内出張	上記のうち、 特別車両料金 寝台料金及び 座席指定料金は 支給しない	上記のうち、 寝台料金 特別船室料金 及び座席指定 料金は支給 しない		現に支払った 車賃	常勤役員に あつては 300円とし、 域内出張には 支給しない	9,800円を 上限として 現に支払った 宿泊料 ただし、 理事長が特に 宿泊を認めた ときに限る	